２０２３年３月２３日

藤枝市議会議長

山根　一　様

本会議における議案質疑に関する申し入れ書

日本共産党藤枝市議会議員　石井　みちはる

　　　　　　　　同　　　　　　　　　　　　さとう　まりこ

山根議長が就任されてからは、ほぼ通告通りの質疑が実施できておりますが、日本共産党議員が行っている本会議の議案質疑に関して、これまで、議会運営委員会や会派代表者会議などで、多くの議員から意見が繰り返し出されております。

その都度、私たちは反論や質疑を行う理由を繰り返し申し上げておりますが、残念ながら、未だに収まる気配にありません。

そこで、議案質疑のあり方について、議会運営委員会を中心に、十分な検討、協議を行なっていただくよう、申し入れるものです。そして、この検討、協議の材料・資料として、下記の「日本共産党議員団の見解」を参考にしていただくよう、お願いいたします。

記

**議事運営に関する日本共産党議員団の見解**

**１、議会は議事機関であること。**

日本国憲法は、第八章に地方自治という章を設け、次のように規定しています。

第八章　　地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第九十二条　地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第九十三条　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

２　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第九十四条　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

　憲法の規定を受けて、地方自治法はその目的を次のように定めています。

**第一条**　この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

**第一条の二**　地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

**２**　国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

　このように、議会は「議事機関」として設置されているものです。そして、地方自治法第９６条の規定により、地方公共団体がその権能を行なうための予算や条例などを議決する権限、「議決権」を与えられています。したがって、議会は議決機関であるわけですが、議事機関と議決機関とは、まったく同じ内容、意味ではありません。

**２、会議規則第５５条第３項の規定について。**

　日本共産党議員の議案質疑における発言について、他会派の議員から出されている意見の主なものは、「自分の意見を述べてはならない。」というものです。

これは、藤枝市議会規則第５５条第３項が「議員は、質疑にあたっては、自己の意見を述べることができない。」と規定し、さらに「注釈」でも、「質疑については、議題に供されている事項への疑義をただすことであり、その範囲は、議題となっている事件に止まるべきで、一般質問のように、自己の抱懐する質問に対し所信の披歴を求めるものとは違うので、自己の意見を述べることが許されません。」としていることによるものだと思います。

　しかし、「議員必携」を見ると、「質疑は、議題になっている事件に対して行われるものであるから、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものでなければならない。また、自己の意見をのべることができない。この場合の意見とは、討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であって、自己の見解まで述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではない。」としています。また、「地方議会運営辞典」においても、「自己の意見とは、討論の段階で述べるような事件についての賛否の意見をいうもので、質疑をするにあたって補足説明的に”私はこの点については、このように考えるが、提出者としてはどうか”というようなものは、質疑の体裁の上から必要ならば許されるべきものと考える。」としています。

**３、議会会議規則は、標準会議規則に即して制定されたもの**。

　地方公共団体の議会会議規則は、地方自治法第１２０条で、「地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。」と規定していることを受けて、１９４７年以降、全国の地方公共団体がいっせいに制定したものです。

その際、自治省（当時）が作成した標準会議規則を見倣って、ほとんどの議会会議規則が制定されました。藤枝市議会の会議規則も、総務省（旧自治省）の標準市議会会議規則と、ほぼ同じものとなっています。第５５条は、まったく同一の文言です。

**４、議案質疑は、議案の内容をくまなく明らかにする、重要な役割を担うもの。**

　提出されている議案の成否を決める議決に先立って、議案を十分に審議することが重要であり、必要であることは、言うまでもないことです。

十分に審議するということは、どういうことか。色んな角度から見る、調査、分析、検討することや、様々な立場の市民、住民の声や意見を聴くこと、場合によっては行政担当者と意見交換する必要もあると思います。これらが、議案質疑に盛り込まれていくものだと考えます。その中で、市民、住民多数の利益が図れるものかどうかを明らかにしなければなりません。

そして、公開の場で議案質疑を行なうのが議会であり、議案質疑を行うことができるのは議員だけです。このように、議案質疑は、重要な役割を担っているものです。

**５、藤枝市議会基本条例の基本理念がめざすもの。**

　藤枝市議会は、２０１４年３月に藤枝市議会基本条例を制定しました。その第２条に、「基本理念」として、「市議会は、本市において市民を代表する唯一の議事機関として、市民の意思を踏まえた徹底的な議論を尽くすことにより、地方自治の本旨の実現を目指します。」と謳っています。

　この基本理念に即して、私たちは、議案質疑のあり方について、徹底した討議、検討を深めるべきだと考えるものです。

以上